

王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第5条の規定に基づき、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を提供すること（以下「合理的配慮の提供」という。）に対して、その提供に要する費用の全部又は一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができるもの（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 自治会

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める団体

(対象経費)

第3条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に掲げる経費のうち、助成の対象として町長が適当と認めるものとする。ただし、国又は県その他各種団体等が実施する補助事業等により補助の対象となっている経費を除く。

(助成金の額)

第4条 この要綱による助成金の額は、対象経費の3分の2の額とする。ただし、別表に掲げる助成限度額を上限とする。

2 助成金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 助成金の交付は、対象者につき、1回限りとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる対象経費の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) コミュニケーションツール作成費である場合 次に掲げる書類

ア 作成しようとするコミュニケーションツールの仕様書の写し

イ 見積書の写し

ウ その他町長が特に必要と認める書類

(2) 物品購入費である場合 次に掲げる書類

ア 対象経費の内容が分かるカタログ等の写し

イ 見積書の写し

ウ その他町長が特に必要と認める書類

(交付決定及び却下)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金

の交付を適当と認めるときは、王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による助成金の交付決定を行うに当たり、必要と認めるときは、助成金の交付に関し条件を付することができる。

3 町長は、第1項の規定による審査の結果、助成金の交付を不適当と認めるときは、王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、不交付の理由を付して申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合には、王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付申請書（様式第4号）に、変更後の第5条各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合には、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、変更を適当と認めるときは、王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による変更の決定を行うに当たり、必要と認めるときは、当該変更に関し条件を付することができる。

4 町長は、第2項の規定による審査の結果、変更を不適当と認めるときは、王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金変更不承認決定通知書（様式第6号）により、理由を付してその旨を交付決定者に通知するものとする。

（完了の報告）

第8条 交付決定者（前条第2項の規定により変更の決定を受けた交付決定者を含む。）は、コミュニケーションツールを作成し、又は物品の納品を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日までに、王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成事業完了報告書（様式第7号）に、次に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）納品書の写し

（2）領収書の写し

（3）前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

（助成金の額の確定及び請求）

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定による通知を受けたときは、王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金請求書（様式第9号）により、町長に対し助成金の交付を請求するものとする。

3 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認め

るときは、当該交付決定者に助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関する助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(管理及び継続使用義務)

第12条 交付決定者は、助成金の交付を受けて作成したコミュニケーションツール及び購入した物品を、納品日から起算して3年以上継続して使用しなければならない。

2 交付決定者は、対象事業を完了した日から起算して3年を経過する日までの間、助成対象物を転売し、譲渡し、交換し、又は貸し付けないよう努めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、町長がやむを得ない事情があると認める場合にあつては、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

経費	概要	助成限度額
コミュニケーション ツール作成費	コミュニケーションボード、点字又は音声コードを用いたパンフレット等の作成に係る経費等合理的配慮の提供を行うためのコミュニケーションツールの作成に要する経費	50,000円
物品購入費	筆談ボード、折り畳み式スロープ、視覚障害者誘導シート、高さ可動式テーブル等合理的配慮の提供を行うための物品（コミュニケーションツールを除く。）の購入に要する経費	

年 月 日

王寺町長 殿

自治会名

代表者名

印

電話番号

王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金交付申請書

王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金の交付を受けたいので、王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象者 自治会（自治会名： ）
その他（ ）
- 2 申請金額 金 円
- 3 事業完了（予定）年月日 年 月 日
- 4 対象経費及び合理的配慮の内容

対象経費	商品名	合理的配慮の内容
コミュニケーションツール作成費		
物品購入費		

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

王寺町長

王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金については、下記のとおり交付することに決定したので、王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

- 1 助成金交付決定額 金 円
- 2 交付の条件

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

王寺町長

王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

王寺町長 殿

自治会名

代表者名

印

電話番号

王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた助成金について、王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり変更を申請します。

記

対象経費	変更内容・理由	金額（円）
コミュニケーションツール作成費	変更内容	変更前
	変更理由	変更後
物品購入費	変更内容	変更前
	変更理由	変更後

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

王寺町長

王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金の額の変更については、下記のとおり変更することを決定したので、王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 助成金交付額（変更後） 金 円
- 2 変更の条件

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

王寺町長

王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金変更不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金の変更については、下記の理由により承認しないことに決定したので、王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱第7条第4項の規定により通知します。

記

不承認の理由

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

王寺町長 殿

自治会名

代表者名

印

電話番号

王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定を受けた事業が完了したので、王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱第8条の規定によりその完了を報告します。

記

対象経費	<input type="checkbox"/> コミュニケーションツール作成費 <input type="checkbox"/> 物品購入費
添付書類	<input type="checkbox"/> 納品書の写し <input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）
対象経費総額	円
交付決定額	円
完了年月日	年 月 日

様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

王寺町長

王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金額確定通知書

年 月 日付けで提出された王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金事業完了報告書を審査した結果、下記のとおり助成金額を確定したので、王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

助成金確定額 金 円

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

王寺町長 殿

自治会名

代表者名

印

電話番号

王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金について、王寺町合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 対象経費

コミュニケーションツール作成費

物品購入費

2 請求金額

金

円

振 込 先	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合							本店 支店 支所
	口座番号	当座・普通							
	名義人	フリガナ 氏名							